

## 第3次ちとせ男女共同参画推進プラン

## はじめに



少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少するなど、社会の変化に対応していく上で、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、社会全体で取り組むべき我が国の最重要課題となっています。

これまで、千歳市では、平成9年度に「ちとせ女性プラン」、平成18年度に「ちとせ男女共同参画推進プラン」を策定し、これらの計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきたところです。

また、国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定するなど、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

このような状況を踏まえ、千歳市では、前計画を継承しながらも、さらなる推進を図るため、この度「第3次ちとせ男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

本プランでは、千歳市における課題と国の第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点を踏まえ、7つの事項を重点施策として取りまとめており、今後は、これらの施策を含め、様々な取組を推進し、男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指してまいります。

男女共同参画は、家庭・職場・地域など、あらゆる分野にかかわることから、多くの市民の皆様のご理解が不可欠でありますので、皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

本プランの策定にあたり、ちとせ男女平等推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました方々に、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

千歳市長 山口 幸太郎



# 目 次

## 第1章 プランの策定に当たって

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 策定の趣旨            | 1 |
| 2 | 性格               | 2 |
| 3 | 期間               | 2 |
| 4 | 策定体制             |   |
|   | (1) 千歳市男女行政推進委員会 | 2 |
|   | (2) ちとせ男女平等推進会議  | 2 |
|   | (3) パブリックコメント    | 3 |
| 5 | 千歳市の現状と課題        |   |
|   | (1) 現状           | 4 |
|   | (2) 課題           | 7 |

## 第2章 プランの基本的考え方

|   |       |    |
|---|-------|----|
| 1 | 基本理念  | 8  |
| 2 | 目標    | 8  |
| 3 | 基本方針  | 8  |
| 4 | 重点的取組 | 9  |
| 5 | プラン体系 | 11 |

## 第3章 施策の展開

### 1 基本方針1 男女が共に支えあう意識づくり

推進課題(1) 男女共同参画への理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

推進課題(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進・・・・・・・・ 13

推進課題(3) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶・・・・ 14

### 2 基本方針2 男女が共に支えあう家庭づくり

推進課題(1) 家事・育児等への共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 17

推進課題(2) 心と体の健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・ 18

### 3 基本方針3 男女が共に支えあう職場づくり

推進課題(1) 女性の活躍推進に向けた環境の整備・・・・・・・・・・ 20

推進課題(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現・・ 23

### 4 基本方針4 男女が共に支えあう地域づくり

推進課題(1) 安心して子どもを育てられる環境の整備・・・・・・・・ 25

推進課題(2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備・・ 26

推進課題(3) 地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・ 29

推進課題(4) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立・・・・ 30

### 5 基本方針5 プランの推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

### 6 成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

## 参考資料

1 プランの策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

2 千歳市男女行政推進委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

3 ちとせ男女平等推進会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

4 男女共同参画に関する国内外の動き・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

5 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

# 第1章 プランの策定に当たって



# 1 策定の趣旨

平成 11 年 6 月に公布・施行された男女共同参画社会基本法においては、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

## ■男女共同参画社会を実現するための5本の柱

(男女共同参画社会基本法の基本理念)

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

千歳市においては、平成 9 年度に「ちとせ女性プラン」を策定し、男女平等意識の醸成と啓発に努め、男女共同参画社会の実現を目標とした諸施策を実施してきました。

平成 18 年度には、第 2 次プランとなる「ちとせ男女共同参画推進プラン」を策定し、あらゆる場における男女共同参画社会の形成促進のため、具体的に「家庭」・「職場」・「地域」の施策実施分野を明確に体系化し、多くの市民と協働しながら、事業を推進してきました。

しかしながら、女性の多様な分野への参画や就労、ワーク・ライフ・バランス※の推進、DV（ドメスティック・バイオレンス）※の防止と相談支援の充実など、多くの課題が残されています。

また、「男は仕事、女は家庭」といういわゆる固定的役割分担意識は薄れる傾向にありますが、この意識に基づいた制度や慣行が社会に根強く残っていることが、男女ともに生き生きと生活できる男女共同参画社会の実現を妨げていると指摘されています。

以上のことから、市民の意識を変えることは容易ではありませんが、あらゆる分野における意識啓発を繰り返し実践していくことが重要であり、男女共同参画社会基本法第 9 条に規定する地方公共団体の責務を果たすとともに、より主体的に地域や職場など、多くの市民と協働しながら課題に取り組み、事業を推進するため、第 3 次ちとせ男女共同参画推進プランを策定するものです。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

## 2 性格

この計画は、男女共同参画社会基本法、北海道男女平等参画推進条例、国の第4次男女共同参画基本計画及び第2次北海道男女平等参画基本計画を踏まえ、千歳市第6期総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

- この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」として位置付けるものであり、千歳市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。（関連する基本方針 1～5）
- この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねています。（関連する基本方針 1～4）
- この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を含有しています。（関連する基本方針 1）

## 3 期間

この計画の計画期間は、平成29年度～平成38年度（2017年度～2026年度）の10か年計画とします。

## 4 策定体制

計画の策定に当たっては、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、庁内組織である「千歳市男女行政推進委員会」及び庁外組織である「ちとせ男女平等推進会議」における計画案の審議等を経て、本計画を策定しました。

### （1）千歳市男女行政推進委員会

千歳市企画部長を委員長として、庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市男女行政推進委員会」において、男女共同参画に関する施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般について横断的な視点で検討を行いました。

### （2）ちとせ男女平等推進会議

市内の教育・福祉・労働団体・経済界・地域活動・女性団体の関係者や公募による市民で構成する「ちとせ男女平等推進会議」において審議し、計画を取りまとめ

ました。

### (3) パブリックコメント※

広く市民の意見を計画に反映させるため、計画素案を市民に公表し、パブリックコメントを実施しました。



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク  
(内閣府男女共同参画局作成)  
男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、  
互いに尊重しあい、  
共に歩んでいけたらという  
願いがこめられています。

---

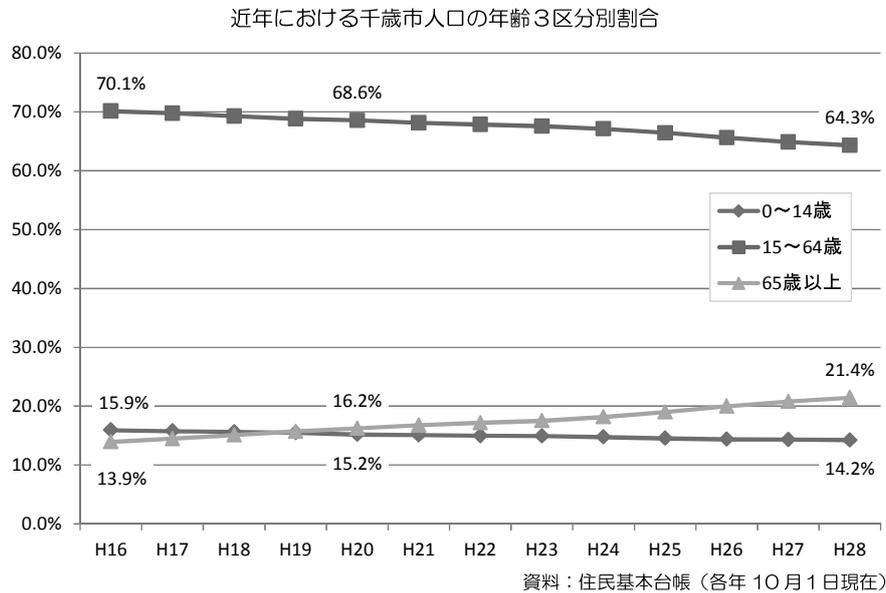
※パブリックコメント：「市民参加手続き」の手段のひとつであり、市の重要な計画等の策定や改定、基本的な条例等の制定や改正に際して、事前にその案を公表し、広く市民から意見を求めるとともに、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い、その結果と理由及び市の考え方を公表する手続き。

## 5 千歳市の現状と課題

### (1) 現状

#### ■ 少子高齢化の進展

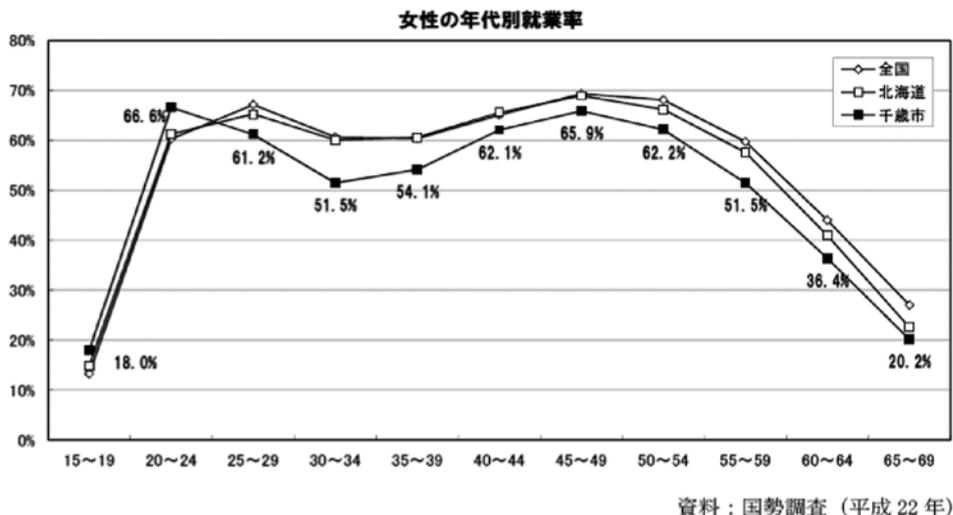
千歳市は、北海道内において人口増加を続けている数少ない都市ですが、近年における年齢3区分別にその内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しています。



#### ■ 女性の就業状況

女性の就業状況について年代別就業率をみると、就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため、20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字カーブを描いています。

千歳市の特徴は、就業率の最初のピークが20～24歳となっており、また、25歳以降の就業率は全国水準・北海道水準よりも低くなっています。



## ■女性の就労意識

平成 27 年に実施した「市民の結婚・出産・子育てに関する意識調査」によると、独身女性の理想とする人生は、「結婚せず、仕事を続ける 8.5%」「結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける 8.5%」「結婚し子どもを持つが、仕事も続ける 22.6%」「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ 39.6%」となっています。「仕事を続けたい」と考えている人が約 4 割、これに「子育て後に再び仕事を持つ」を合わせると、約 8 割の人が「仕事をしたい」と考えています。

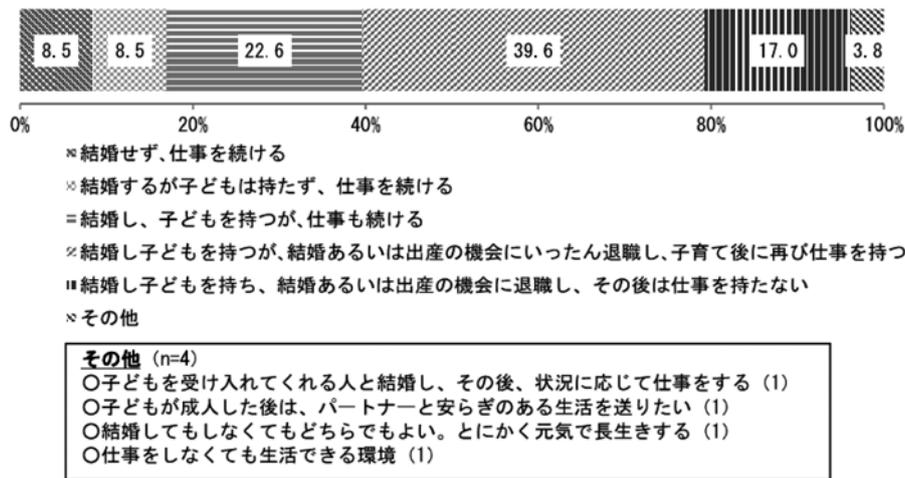
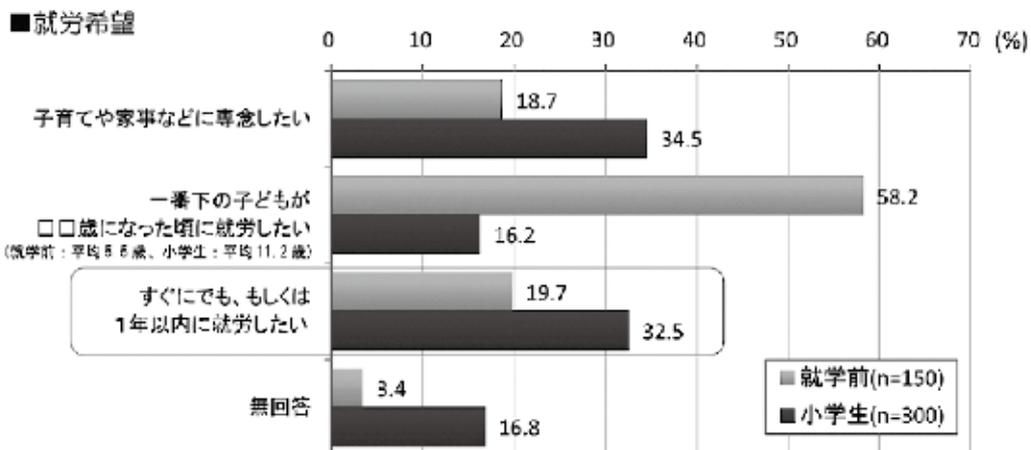


図 3-4-1 理想とする人生 (SA)  
【独身女性限定 \* 不明除く】 (N=106)

資料：市民の結婚・出産・子育てに関する意識調査 (平成 27 年)

また、平成 25 年に実施した「千歳市子ども・子育て支援アンケート」によると、就労していない母親の就労意識は、就学前の子どもを持つ母親の約 8 割、小学生の子どもを持つ母親の約 5 割が「就労したい」と考えています。



資料：千歳市子ども・子育て支援アンケート (平成 25 年)

《参考》 母親の就労状況 (平成 25 年実施千歳市子ども・子育て支援アンケート)

就学前の子どもを持つ母親の約 4 割、小学生の子どもを持つ母親の約 6 割が就労しています。

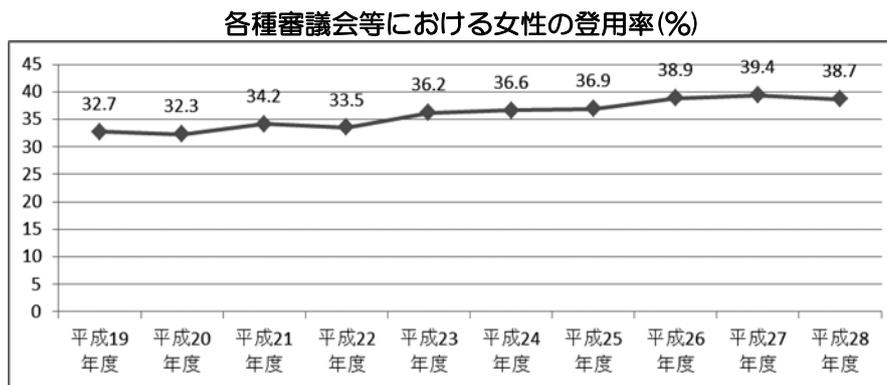
## ■男性の就労時間

平成 25 年に実施した「千歳市子ども・子育て支援アンケート」によると、父親の1日当たりの就労時間は、8時間以上働いている人が約9割となっており、そのうち12時間以上働いている人が約2割存在しています。

働く場面においては、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務等が当然とされている働き方を前提とする労働慣行が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。

## ■市の各種審議会等における女性の登用率

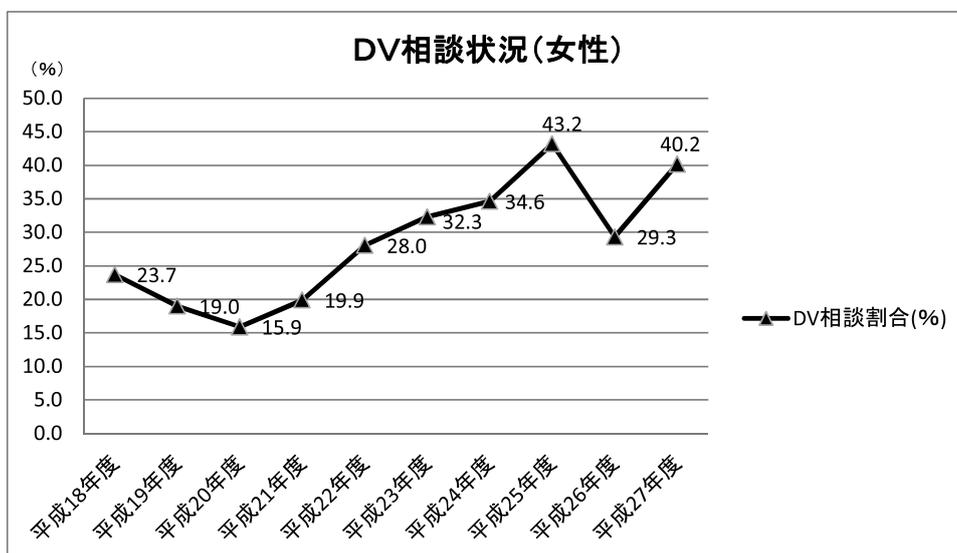
平成 19 年度以降、女性の登用率は上昇しており、目標である 40%に向けて着実に推進しています。



資料：市民協働推進課（各年4月1日現在）

## ■DV相談の状況（女性）

女性相談実績のうち、配偶者からの暴力（DV）被害に関する相談人数の割合は、平成 18 年度は2割程度でしたが、近年は3～4割で推移しており増加傾向にあります。



資料：市民生活課

## ■防災対策

国は、第3回国連防災世界会議（平成27年3月）で採択された「仙台防災枠組2015-2030」を踏まえ、予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進するとしています。

また、第4次男女共同参画基本計画において、改めて強調している視点の一つになっています。

## （2）課題

千歳市における現状と国の第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点を踏まえ、主に取り組むべき課題を次のとおり抽出しました。

### ■女性の潜在的な就労意欲への対処

千歳市の女性の年代別就業率、いわゆるM字カーブは、全国・北海道より深くなっており、その一方で、独身女性の多くが、結婚、出産後も仕事を続けたいと考え、また、子育て中の母親の多くが就労したいと考えています。女性が働く意欲があるにもかかわらず、様々な要因によって就労を阻害されている現状があることから、就労支援の充実が必要となっています。

### ■長時間労働の是正

長時間労働の削減は、女性にとって働きやすい職場環境づくりに繋がるとともに、今後男女問わずに直面する介護の問題などに対応するためにも、男性が地域社会や家庭生活へ積極的に参画できるゆとりの創出にもなることから、今後はますます重要な取組となります。

### ■DVの予防と根絶

暴力は重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などの社会的・構造的な問題があるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない重要な課題です。

### ■女性の視点等に配慮した防災対策

東日本大震災では、避難所の運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われなかったなど、様々な課題が顕在化したとされています。この教訓を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、女性の視点等を取り入れた防災体制の確立が必要となっています。



## 第2章 プランの基本的考え方



## 1 基本理念

「男女が対等なパートナーとして認めあい尊重し、  
支えあえる男女共同参画社会の実現」

千歳市では、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立などに取り組み、「男女が対等なパートナーとして認めあい尊重し、支えあえる男女共同参画社会の実現」を目指してきました。

本計画においても引き続き前計画の基本理念を継承し、さらなる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 2 目標

「男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す」

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義しています。

本計画の目標は、前計画の目標「男女共同参画社会の実現を目指す」を、国の動向も考慮し、より具体的なものとなるよう、「男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す」とします。

## 3 基本方針

女性も男性も、あらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指すため、「家庭」「職場」「地域」という施策の実施分野を明確に体系化した前計画を継承し、次の5つの基本方針を設定します。

- 1 男女が共に支えあう意識づくり
- 2 男女が共に支えあう家庭づくり
- 3 男女が共に支えあう職場づくり
- 4 男女が共に支えあう地域づくり
- 5 プランの推進体制の充実

## 4 重点的取組

千歳市における課題と国の第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点を踏まえ、計画期間内に次の事項について重点的に取組を推進します。

### ■重点施策として

- ① 基本方針1 — 推進課題（3）  
— 施策の方向 ①相談窓口の周知及び暴力の根絶に向けた正しい理解の促進
- ② 基本方針1 — 推進課題（3）  
— 施策の方向 ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ③ 基本方針2 — 推進課題（1）  
— 施策の方向 ①男性の家庭生活への参画の促進
- ④ 基本方針3 — 推進課題（1）  
— 施策の方向 ①政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ⑤ 基本方針3 — 推進課題（1）  
— 施策の方向 ②女性の就労支援の推進
- ⑥ 基本方針3 — 推進課題（2）  
— 施策の方向 ①長時間労働の削減などの働き方改革の推進
- ⑦ 基本方針4 — 推進課題（4）  
— 施策の方向 ①地域防災における男女共同参画の推進

《参考》 国の第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行\*等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクション\*の実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

※**男性中心型労働慣行**：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

※**ポジティブ・アクション**：積極的改善措置。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

【計画推進のイメージ図】

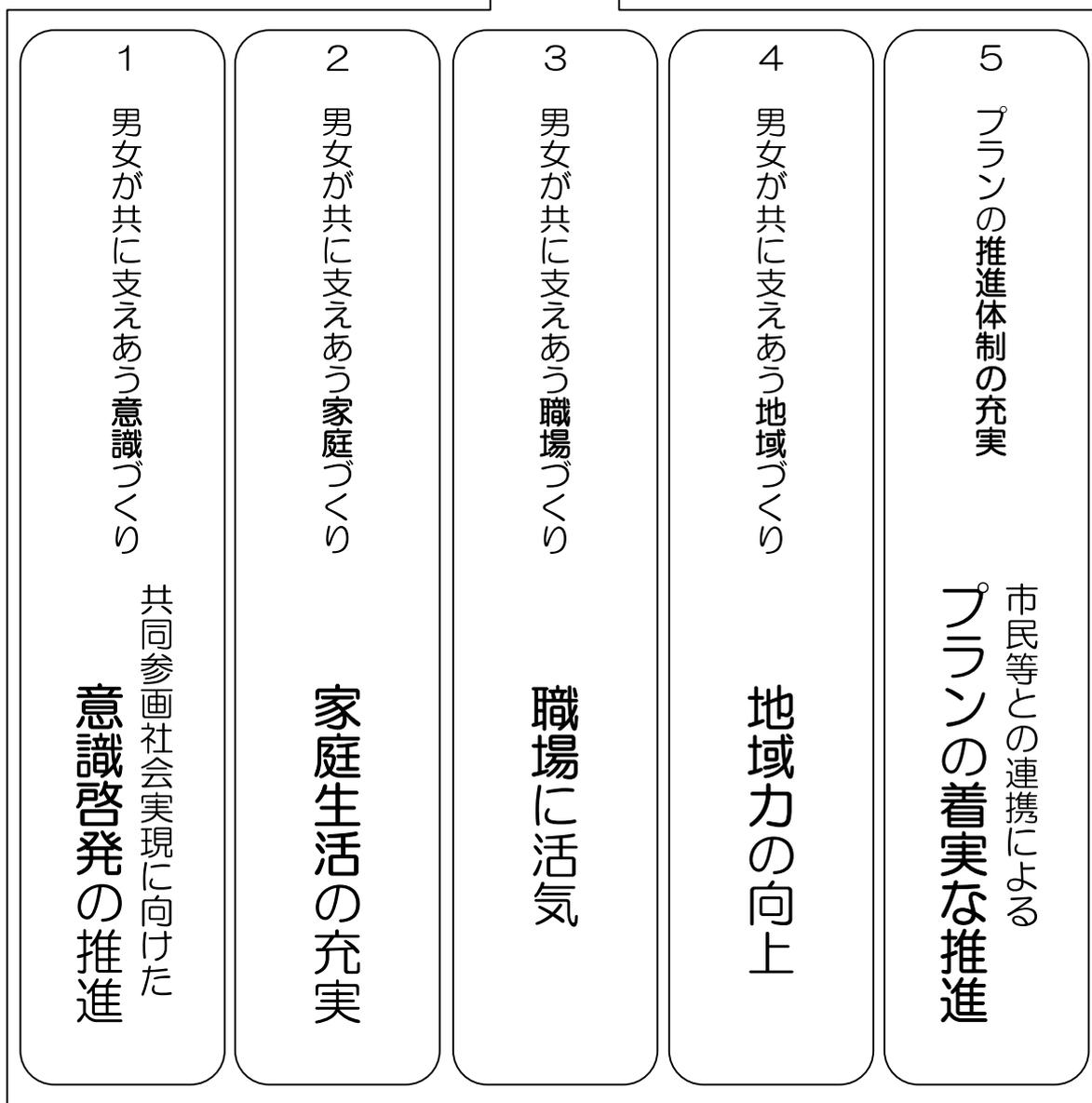
基本理念

男女が対等なパートナーとして認めあい尊重し、  
支えあえる男女共同参画社会の実現

目 標

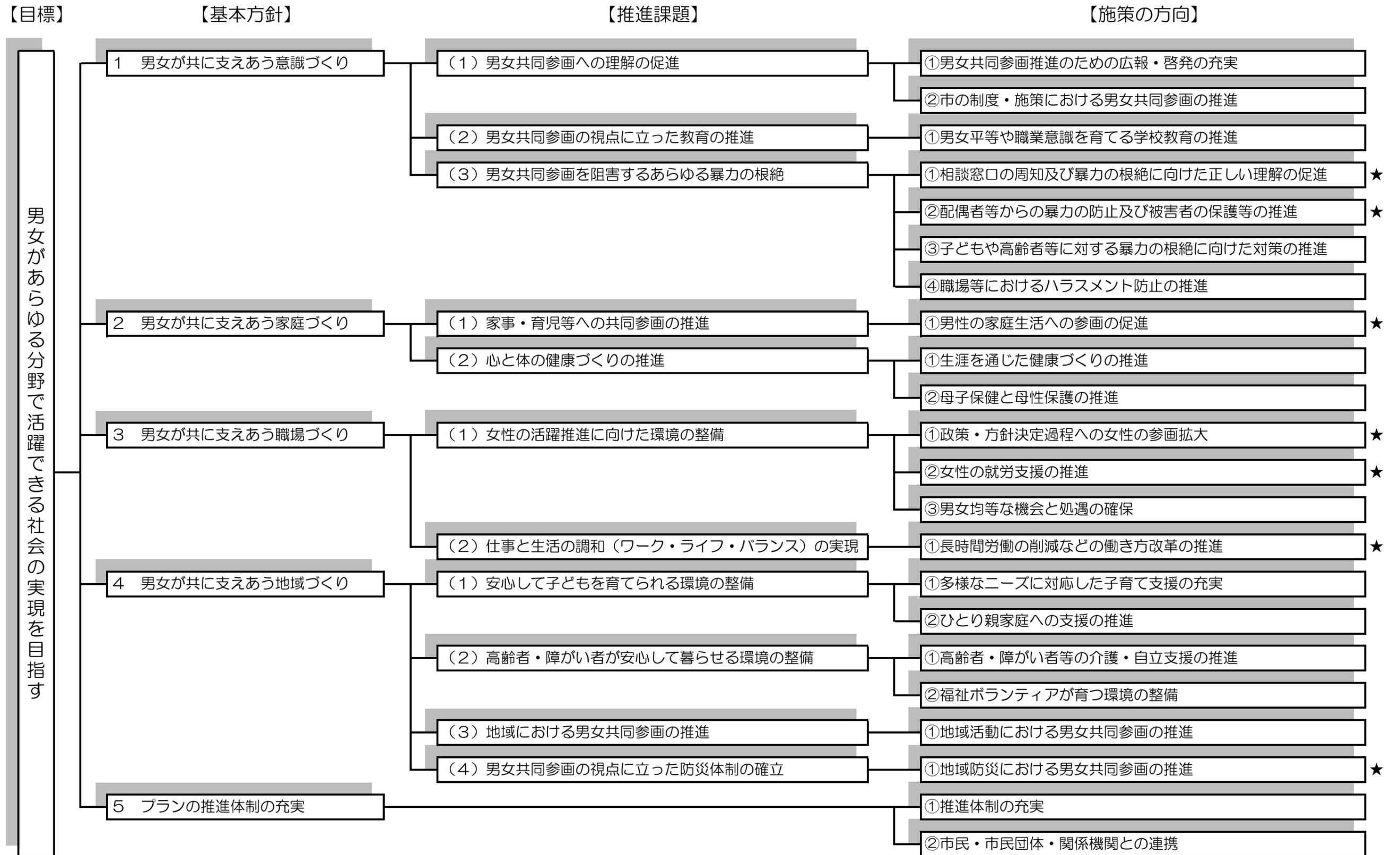
男女があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指す

基本方針





## 5 プラン体系



★は重点施策を示す

## 第3章 施策の展開



# 1 基本方針1 男女が共に支えあう意識づくり

## 推進課題（1）男女共同参画への理解の促進

性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現していくためには、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、市民の理解を促すための広報・啓発活動は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策と言えます。

市民が男女共同参画に関する理解を深められるよう、継続的に広報・啓発を行います。

また、市の制度や施策に男女共同参画の視点を反映できるよう、職員研修等を通して市職員への意識啓発を行います。

### 【施策の方向】

#### ① 男女共同参画推進のための広報・啓発の充実

| 具体的施策              | 取組内容   | 担当課     |
|--------------------|--|---------|
| 「ちとせ男女共同参画月間」事業の推進 | 6月を「ちとせ男女共同参画月間」と定め、街頭啓発、パネル展及びセミナーを実施し、広く市民に男女共同参画に関する意識啓発を行います。    | 市民協働推進課 |
| 男女共同参画に関する意識啓発     | セミナーの実施、情報紙「男女共同参画通信」の発行、市のホームページや情報コーナー等の活用により、男女共同参画に関する意識啓発を行います。 | 市民協働推進課 |

#### ② 市の制度・施策における男女共同参画の推進

| 具体的施策             | 取組内容   | 担当課            |
|-------------------|--|----------------|
| 市職員への意識啓発         | 市職員の男女共同参画意識を高めるため、新規採用職員研修等において男女共同参画への意識啓発を図ります。 | 市民協働推進課<br>職員課 |
| 市の制度・施策における男女共同参画 | 市の制度や施策に男女共同参画の視点を生かし、各事業に取り組みます。                  | 全課             |

## 推進課題（２）男女共同参画の視点に立った教育の推進

人の価値観や意識は、幼い頃からの教育のあり方に大きく影響されるため、学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性等についての指導を行うなど、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

また、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育<sup>※</sup>を推進します。

### 【施策の方向】

#### ① 男女平等や職業意識を育てる学校教育の推進

| 具体的施策                     | 取組内容   | 担当課     |
|---------------------------|--|---------|
| 男女共同参画社会づくり<br>標語コンクールの実施 | 児童期から男女共同参画についての理解と関心を深めるため、小学校6年生を対象に学習資料を配布し、標語コンクールを実施します。                                      | 市民協働推進課 |
| 小中学校におけるキャリア教育の推進         | 児童生徒が社会人・職業人として自立していけるように、職場体験や就業体験を通じて学ぶことや働くことの意義を理解させるとともに、家庭・地域・企業等の協力を得て、社会的に自立できる能力の向上を図ります。 | 学校教育課   |
| 小中学校における人権教室の充実と推進        | 児童生徒の人権教育のため、地域の人材等を生かし、発達段階に応じて人権に関する正しい理解や自他を尊重し思いやる指導の充実を図ります。                                  | 学校教育課   |

<sup>※</sup>キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育。

### 推進課題（3）男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。

また、被害者が子ども、高齢者、障がい者等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠です。

このため、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を推進するとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化の防止に努めます。

#### 【施策の方向】

#### ① 相談窓口の周知及び暴力の根絶に向けた正しい理解の促進 ★重点施策

| 具体的施策                 | 取組内容   | 担当課   |
|-----------------------|--|-------|
| 広報紙・インターネットによる相談窓口の周知 | 市の広報紙及びホームページに女性相談窓口や国・北海道の支援情報等を掲載し、被害者の早期相談を促進します。   | 市民生活課 |
| DV防止のための意識啓発          | 公共施設や医療機関等に携帯用女性相談しおりを設置するほか、パネル展における啓発によりDV防止のための意識啓発を図ります。<br>人権擁護委員と連携し、市内専門学校等においてデートDV <sup>※</sup> 防止に関する講義を開催し、若年層におけるDVの防止を図ります。 | 市民生活課 |

※デートDV：交際相手からの暴力。

② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ★重点施策

| 具体的施策     | 取組内容  | 担当課   |
|-----------|---|-------|
| DV相談対応の充実 | 女性相談員の研修等への参加によるスキルアップを図るとともに、各種相談員、関係機関等との情報共有や連携により早期発見に努めるなど、DV相談体制の充実を図ります。             | 市民生活課 |
| 緊急保護対策の充実 | DV被害者の相談内容に応じ、住民基本台帳閲覧制限による被害者の安全確保や、警察、学校、一時保護施設等の関係機関と連携し、被害者の早急な保護と自立支援に努め、二次被害の防止を図ります。 | 市民生活課 |

③ 子どもや高齢者等に対する暴力の根絶に向けた対策の推進

| 具体的施策              | 取組内容   | 担当課    |
|--------------------|--|--------|
| 高齢者虐待等相談体制と権利擁護の充実 | 高齢者虐待等の相談窓口の周知や高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議等により、関係機関との情報共有や連携の強化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげます。   | 高齢者支援課 |
| 児童虐待等の相談対応の充実      | 家庭児童相談員や臨床心理士を配置し、児童虐待、児童の養育問題などについての相談や、保護者、児童と面接するカウンセリング等を行います。<br>要保護児童地域ネットワーク協議会等により、児童相談所をはじめ関係機関・団体と連携しながら要保護児童に幅広く対応していきます。 | こども家庭課 |

④ 職場等におけるハラスメント※防止の推進

| 具体的施策       | 取組内容  | 担当課   |
|-------------|---|-------|
| ハラスメント防止の啓発 | ハラスメントの発生を未然に防ぐため、男女共同参画パネル展や情報コーナー等へのパンフレット等の設置を行うほか、ハラスメントの労働相談窓口に関する情報を市ホームページに掲載し、周知・啓発に努めます。 | 商業労働課 |



女性に対する暴力根絶のための  
シンボルマーク  
(内閣府男女共同参画局制定)

《 男女共同参画社会のすがた 》

- 一人ひとりの意識は
  - ・男女が性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍することが、ごく普通のことになっています。
- 学校では
  - ・お互いの性と個性が尊重され、協力しあう子どもたちが育っています。
  - ・性別にとらわれず、一人ひとりが認めあい自分らしさが育っています。
- 暴力のない社会では
  - ・恐怖と不安がなく、人権が尊重され、毎日安心して暮らしています。

※ハラスメント：様々な場面での嫌がらせ、いじめなどの言動により、相手に不快や苦痛、脅威などを与えること。

## 2 基本方針2 男女が共に支えあう家庭づくり

### 推進課題（1）家事・育児等への共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見については、時代とともに変わりつつあるものの、男性中心型労働慣行が維持されていることなどにより、特に男性に強く残っており、家事・育児等における女性の負担は変わらず重くなっているのが実態です。

その結果、女性が家庭以外において活躍することが困難になる場合が多い一方、男性は、家事に不慣れ等の状況となっている例もあります。

さらに、家事・育児等の多様な経験は、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にも重要な機会となりますが、それを逃すことにもなっています。

家庭において、家事・育児等多くを女性が担っている実態の中で、性別に関わりなく誰もが豊かな人生を送るためには、特に男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活に参加していくことが求められていることから、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を推進するため、男女共同参画への男性の意識啓発に努めます。

#### 【施策の方向】

#### ① 男性の家庭生活への参画の促進 ★重点施策

| 具体的施策                | 取組内容   | 担当課     |
|----------------------|--|---------|
| 父子健康手帳発行事業の実施        | 男性の家事・育児参加への意識啓発として、これから父親となる男性を対象に「父子健康手帳」を発行し、男性の子育てへの参画を促進します。  | 市民協働推進課 |
| 妊娠・出産・子育てのための各教室等の実施 | 乳幼児の心身の健やかな育成となるよう、妊娠・出産・子育てについての各教室（体験パパクラブ、パパの育児基礎講座など）や健康教育及び「ちとせ版ネウボラ※」事業の実施により、乳幼児の保護者が男女ともに育児に取り組むよう啓発します。 | 母子保健課   |
| 男性の子育て講座の実施          | 男性保護者を対象とした「男性の子育て講座」を実施し、講義などを通じて、父親としての自覚と家庭教育へのさらなる参画を図ります。   | 生涯学習課   |

※ちとせ版ネウボラ：「ネウボラ」は、フィンランド語で、助言・アドバイスの場という意味。妊娠期から子育て期（子どもが概ね18歳）までのすべての家庭を切れ目なくサポートする相談支援制度。

## 推進課題（２）心と体の健康づくりの推進

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。

男女がともに、生き生きと暮らし、あらゆる分野で活躍するためには生涯を通じ心身ともに健康であることが必要です。

そのため、様々な健康教育や検診、相談体制等を充実させ、生涯にわたる健康づくりを支援します。

### 【施策の方向】

#### ① 生涯を通じた健康づくりの推進

| 具体的施策                   | 取組内容   | 担当課     |
|-------------------------|--|---------|
| 国民健康保険加入者の各種検診に対する助成を実施 | 疾病の早期発見・早期治療を促進するため、少額の費用で検診を受けることができるよう、女性特有のがん検診に対する助成を実施します。  | 国民健康保険課 |
| 食生活の改善の推進               | 適切な食生活についての知識・技術の普及啓発を進め、生活習慣病予防及び健康増進を推進します。  | 健康づくり課  |
| 健康相談、健康教育の実施            | 各種健康づくり教室、健康教育、健康相談を実施することにより「こころ」と「からだ」の健康づくりを推進します。  | 健康づくり課  |
| 各種健診事業の実施               | 疾病の早期発見、早期治療、生活習慣の改善を目的に各種健康診断を実施します。<br>無保険者健診、後期高齢者健診、39歳以下健診、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、肝炎ウイルス検診、エキノコックス症検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、特定健康診査 | 市民健康課   |
| 小中学校における食育の推進           | 児童生徒が食の重要性を理解し、健やかな体を育成するため、栄養教諭を中心として、家庭とも連携しながら食に関する指導を進めます。<br>家庭における食に関する関心及び理解を深め、望ましい食習慣が形成されるよう、「早寝早起き朝ごはん」運動の啓発を促進します。     | 学校教育課   |

## ② 母子保健と母性保護の推進

| 具体的施策                   | 取組内容  | 担当課   |
|-------------------------|---|-------|
| 保護者に対する幼児期の性教育の啓発       | 幼児期から男性、女性の違いを認識し、認めあうことが大切なことから、3歳児健診にて保護者に性教育の啓発を実施します。   | 母子保健課 |
| 母子保健事業における保健指導の充実       | 妊婦が妊娠期を健康に過ごすことで、安全に出産し、また乳幼児の健やかな心身の育成ができるよう、家庭訪問、乳幼児健診における各種保健指導及び「ちとせ版ネウボウ」事業の実施により、乳幼児の保護者が男女ともに出産及び育児に取り組むよう啓発します。 | 母子保健課 |
| 小中学校における性教育・薬物乱用防止教育の充実 | 関係機関と連携し、発達段階に応じて、性や薬物など健康に関わる問題に対する正しい知識や規範意識を確実に身に付け、適切な行動がとれるよう、性教育・薬物乱用防止教育の充実を図ります。                                | 学校教育課 |

### 《 男女共同参画社会のすがた 》

#### ●家庭では

- 男性も女性も共に、積極的に家事・育児等に参画し、喜びも苦勞も分かちあっています。
- 一人ひとりが家族の一員として大切にされ、お互いの協力により、豊かで充実した家庭生活を築いています。
- 大人も子どもも家族の一員として、責任をもち平等に尊重されています。

### 3 基本方針3 男女が共に支えあう職場づくり

#### 推進課題（1）女性の活躍推進に向けた環境の整備

女性の活躍推進は、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するためには不可欠であり、女性が責任ある地位で活躍することは、女性の柔軟な発想が政策・方針決定に反映されるため、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方があることを前提に、再就職等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要があります。

また、農業においては、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進します。

#### 【施策の方向】

#### ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ★重点施策

| 具体的施策           | 取組内容   | 担当課            |
|-----------------|--|----------------|
| 市の審議会等への女性の登用促進 | 市の審議会等における女性の登用率を把握し、担当課へ必要に応じて登用の働きかけを行い、政策や方針の決定過程への女性の参画を促進します。   | 市民協働推進課<br>職員課 |
| 市の女性職員の活躍推進     | 「千歳市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員がこれまで以上に力を発揮し、活躍できる組織づくりを目指す取組として、仕事と家庭の両立支援、女性職員のキャリア形成支援、管理職の指導・育成力の向上等に向けた、研修実施や職場環境の整備を進めます。 | 職員課            |

② 女性の就労支援の推進 ★重点施策

| 具体的施策                            | 取組内容  | 担当課          |
|----------------------------------|---|--------------|
| 再チャレンジ支援セミナーの開催                  | 職場や地域で活躍するためのノウハウやスキルアップを促すセミナーを開催し、実践に向けて始動するきっかけづくりを行います。   | 市民協働推進課      |
| 建設工事入札参加資格の発注者別評価点における女性技術者雇用の評価 | 毎年策定する「公共工事の執行方針」において「女性技術者雇用」の促進について盛り込むとともに、建設工事入札参加資格の発注者別評価点に女性技術者雇用の評価項目を用い、女性技術者を含めた中長期的な担い手の育成確保を図ります。         | 契約管財課        |
| 女性の再就職に向けた支援                     | 女性の再就職を支援するため、ハローワークの求人情報を市ホームページに掲載するほか、市が運営する雇用情報ポータルサイト「ちとせの仕事」にて、求人募集中の企業の魅力を紹介するとともに、女性を対象としたセミナー等に関する情報提供を行います。 | 商業労働課        |
| 認定農業者などの維持・育成                    | 農業経営における女性の後継者を確保するため、認定農業者などに対し家族経営協定*の締結、各種研修会及び婚活の場の提供を促進します。  | 農業振興課        |
| 農業の多様な担い手の育成                     | 女性農業者の経営参画を促進するため、北海道等による女性農業者に対するネットワーク活動、「千歳市人・農地プラン」を軸とした地域の活性化と経営の多角化に対する活動及び経営能力向上のための研修会等を促進します。                | 農業振興課        |
| 農業経営における家族経営協定の普及啓発              | 家族経営に携わる女性の農業経営への一層の参画を図り、経営改善に有効な取組である家族経営協定を推進するため、関係機関と連携の上、各種会議等の機会にパンフレット等を利用し、農業者へ普及啓発を行います。                    | 農業委員会<br>管理課 |

※**家族経営協定**：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要であり、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

### ③ 男女均等な機会と処遇の確保

| 具体的施策           | 取組内容   | 担当課   |
|-----------------|--|-------|
| 職場環境と労働条件の整備の推進 | 男女均等な職場環境の整備と非正規労働者の待遇改善のため、各種法令と助成金の情報を市ホームページに掲載し、周知するほか、窓口や電話による労働相談に対応します。 | 商業労働課 |



## 推進課題（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、今後、育児や介護といった家庭生活における男性の役割が増加する中で、これまで長時間労働を当然とする働き方が多かった男性においても、短時間勤務や所定労働時間内での勤務等、労働に関する時間制約が生じる者の増加が見込まれます。

男女が共に仕事と生活を両立しつつ、その個性と能力を発揮して活躍できるよう、これまでの働き方を抜本的に見直す必要があります。

男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、また、地域社会への貢献等、あらゆる分野において活躍するとともに、自己啓発等にかかる時間を確保できるなど、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

### 【施策の方向】

#### ① 長時間労働の削減などの働き方改革の推進 ★重点施策

| 具体的施策                               | 取組内容   | 担当課    |
|-------------------------------------|--|--------|
| 建設工事入札参加資格の発注者別評価点における仕事と家庭の両立支援の評価 | 建設工事入札参加資格の発注者別評価点に仕事と家庭の両立支援の評価項目を用い、両立支援に取り組む事業者の普及を図ります。  | 契約管財課  |
| 市における働き方改革の実現                       | 市における働き方改革を進めるため、平成 29 年 1 月 4 日に千歳市長が行った「イクボス <sup>※</sup> 宣言」に基づき、職員の仕事と生活の調和に配慮しながら、キャリア形成を支援する取組を進め、働きやすい職場環境の整備に努めます。 | 職員課    |
| イクボス宣言の普及啓発                         | 男性の育児参画を促進するため、平成 29 年 1 月 4 日に千歳市長が行った「イクボス宣言」について、広く市内企業や市民への普及を図ります。  | こども政策課 |
| 仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備の推進            | 事業所の両立支援に係る取組を支援するための国の助成金や事業のほか、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等の取組・制度等を市ホームページに掲載し、周知に努めます。   | 商業労働課  |

※イクボス：職場で共に働く部下・スタッフの仕事と生活の両立を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

《 男女共同参画社会のすがた 》

●職場では

- 募集・採用や昇進・配置、賃金などでの男女格差が解消され、個性、能力、意欲などが十分に発揮できています。
- 方針決定過程の場に男女が対等に参画し、生き生きと活躍しています。
- 家庭生活とバランスのとれた労働時間で、男性も女性も共にゆとりと充実感を持って働き続けています。

## 4 基本方針4 男女が共に支えあう地域づくり

### 推進課題（1）安心して子どもを育てられる環境の整備

男女が共に、子育てをしながら働き続けられるよう、また、出産・子育てにおいて、男女の多様な選択が可能となるよう、それを支える子育て支援サービスの充実に取り組みます。

また、ひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行います。

#### 【施策の方向】

#### ① 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

| 具体的施策            | 取組内容   | 担当課         |
|------------------|--|-------------|
| 子育て支援サービス情報の提供   | 子育て支援に関する総合情報誌「千歳市子育てガイド」を発行するほか、子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」の適宜更新など、各種媒体を通じ子育て支援に関する制度・サービスなどの多様な情報を一元的に発信します。                                      | こども政策課      |
| 多様な保育サービスの充実     | 通常保育のほか、延長保育、一時預かり事業、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育、ファミリー・サポートセンター事業を実施し、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。  | こども政策課      |
| 子育て支援センター事業の実施   | 市内 10 か所の子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に立ち寄れる「つどいの広場」を提供するとともに「子育てコンシェルジュ」による相談対応や「ママサポート」事業及び「ちとせ版ネウボラ」事業の実施により、子育てを支援し、家族が協力し安心して子どもを育てられる環境を整えます。 | 子育て総合支援センター |
| 放課後の「子どもの居場所づくり」 | 児童館や学童クラブにおいて、就学後の子どもの安全・安心な居場所を確保すると同時に共働き家庭やひとり親家庭などを支援することで安心して子どもを育てられる環境を整えます。  | 子育て総合支援センター |

## ② ひとり親家庭への支援の推進

| 具体的施策     | 取組内容  | 担当課    |
|-----------|---|--------|
| 自立支援体制の充実 | 母子・父子世帯の安定した就業環境を提供するため、高等職業訓練促進給付金等支給事業及び自立支援教育訓練給付金事業を実施し、早期の自立に向けた支援を行います。<br>ひとり親家庭を対象に、母子家庭等日常生活支援事業（ホームヘルパー派遣）を実施し、一時的に生活援助が必要な場合等の生活支援を行います。 | こども家庭課 |
| 相談体制の充実   | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯への自立促進に向けた相談業務や情報提供を実施します。   | こども家庭課 |

## 推進課題（２）高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備

男女が共に、介護をしながら働き続けられるよう、それを支える福祉サービスの充実に取り組みます。また、高齢化が進展する中、高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう社会参加活動を促進するとともに、障がい者の就労支援を実施します。

### 【施策の方向】

#### ① 高齢者・障がい者等の介護・自立支援の推進

| 具体的施策       | 取組内容  | 担当課    |
|-------------|---|--------|
| 老人クラブの育成    | 千歳市老人クラブ連合会や単位老人クラブの運営を支援し、高齢者の活躍の場を広げるとともに、生きがいづくりや地域活動への貢献を推進します。                                     | 高齢者支援課 |
| 有償福祉サービスの実施 | 千歳市社会福祉協議会の自主事業として、協力会員が実施するホームヘルプサービスや、日常生活支援のためのサービス（ふとん丸洗いサービス、大掃除サービス）を提供することで、住み慣れた地域での在宅生活を支援します。 | 高齢者支援課 |

| 具体的施策             | 取組内容  | 担当課     |
|-------------------|---|---------|
| 地域包括ケアシステムの構築     | 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を構築します。  | 高齢者支援課  |
| 認知症高齢者支援の推進       | 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置により、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の充実を図るとともに、認知症サポーター養成講座等による地域住民への普及啓発を行います。 | 高齢者支援課  |
| 介護予防サロン事業の充実      | 地域の高齢者や介護予防リーダーによる自主的ないきいき百歳体操などの実施による介護予防活動の支援と新たな介護予防サロンへの参画の支援を行います。   | 高齢者支援課  |
| 地域支援事業(介護予防)の推進   | 介護予防センターに委託し、介護予防教室、ノルディックウォーキング講習会、介護予防出前講座、介護予防リーダー養成講座、介護予防サロン活動支援、ボランティア養成講座などの介護予防事業を実施します。                                | 高齢者支援課  |
| 障害福祉サービス等の提供体制の確保 | 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業や障害福祉サービスの提供体制の確保を図ります。   | 障がい者支援課 |
| 相談支援体制の充実・強化      | 障がい者やその家族などからの障害福祉サービスや医療などの各種相談に応じるとともに、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携を図ります。  | 障がい者支援課 |
| 障害支援区分認定等事業       | 障害福祉サービスの支給希望者に対し、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、支援の度合を明らかにするための「障害支援区分」を認定し、認定結果等をもとに支給希望者のそれぞれの障がいの特性や心身の状態に応じたサービスの支給決定を行います。 | 障がい者支援課 |

| 具体的施策             | 取組内容  | 担当課     |
|-------------------|---|---------|
| 障がい者の就労支援と雇用機会の拡大 | 障がい者就労推進員による関係機関との連携調整や企業等における障がい者雇用の実態把握を行うとともに、雇用促進の啓発活動を行い、障がい者の就職や職場定着に向けた支援などを実施します。 | 障がい者支援課 |

## ② 福祉ボランティアが育つ環境の整備

| 具体的施策         | 取組内容  | 担当課     |
|---------------|---|---------|
| ボランティアの育成及び支援 | 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの運営費を助成することで、ボランティアの育成及び支援を図ります。市民がボランティアを始めるきっかけづくりとして、活動を行うことでポイントを貯め、貯めたポイントは換金のほか、寄付ができる「千歳市きずなポイント事業」を実施し、ボランティアの活性化を図ります。 | 福祉課     |
| 意思疎通支援体制の充実   | 手話通訳や要約筆記に関する講習会を実施し、障がい者の日常生活や社会生活を支援するボランティアの養成を行います。   | 障がい者支援課 |

### 推進課題（3）地域における男女共同参画の推進

地域は、家族だけではなく様々な年齢や立場の人とふれあう場であり、地域住民同士のつながりが大切です。お互いを尊重し、男女を問わず個性や能力を発揮することが活力ある地域づくりにつながっていくことから、男女共同参画社会の実現に向けた啓発に努めます。

また、女性の社会的地位の向上や豊かな社会づくりを担う女性団体の活動を支援します。

#### 【施策の方向】

#### ① 地域活動における男女共同参画の推進

| 具体的施策                  | 取組内容  | 担当課     |
|------------------------|---|---------|
| 男女共同参画環境づくり<br>セミナーの開催 | 地域における男女共同参画の意識啓発を図るため、町内会連合会と協力し、セミナーを開催します。                       | 市民協働推進課 |
| 女性団体の活動支援              | 千歳市女性団体協議会の運営に対し補助金を交付することにより、女性の社会的地位の向上や豊かな社会づくりを担う女性団体の活動を支援します。 | 生涯学習課   |



## 推進課題（４）男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

災害は、地震、噴火、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障がいの有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

平常時における固定的な性別役割分担意識が影響して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっています。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの問題が生じました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

これらを踏まえ、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、災害発生時に円滑な避難所運営、被災者支援等が図られるよう、男女共同参画の視点から防災訓練や啓発活動などを実施します。

### 【施策の方向】

#### ① 地域防災における男女共同参画の推進 ★重点施策

| 具体的施策                          | 取組内容  | 担当課         |
|--------------------------------|---|-------------|
| 防災訓練、市民防災講座等の防災イベントの実施         | 防災訓練、市民防災講座等の防災・減災に係るイベントを開催し、自主防災活動及び女性参画を促進します。   | 危機管理課       |
| 防火・防災思想の普及活動、応急手当の普及啓発の実施（消防団） | 消防団による、一人暮らしの高齢者宅訪問、街頭広報活動等を実施し防火・防災を呼びかけます。<br>また、女性消防団員が率先して、市民や事業所職員等に救急講習を実施し、応急手当の重要性を普及させ、災害時の応急救護に役立てます。 | 消防本部<br>総務課 |
| 防火委員が参画する火災予防啓発事業の実施           | 女性を含む防火委員による市民火災予防運動及び千歳市防火委員研修会、救急講習への参画から得た知識を地域住民へ伝え、市民全体の防火意識及び応急手当の啓発を図ります。                                | 消防本部<br>予防課 |

《 男女共同参画社会のすがた 》

●地域では

- 地域に残る固定的な性別観に基づく古い習慣やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。
- 女性も男性も対等に企画や方針決定に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- だれもが地域社会の一員として、住みよさを実感し、連帯感も育まれています。



## 5 基本方針5 プランの推進体制の充実

男女共同参画の推進にかかる施策は広範囲にわたっており、男女共同参画社会の実現には長期的な視野に立った取組が必要です。

千歳市においても全庁的に男女共同参画の視点でのまちづくりを推進していくとともに、市民や市民団体、関係機関と連携・協力し、地域全体で取組を推進していきます。

### 【施策の方向】

#### ① 推進体制の充実

| 具体的施策          | 取組内容   | 担当課     |
|----------------|--|---------|
| プランの進行管理       | プランの着実な進行を目指し、毎年度、プランの事業実績の把握と評価を行い、評価の際には、事業の実施状況を基に、事業内容の点検や見直しを行い、さらなる施策の推進を図ります。         | 市民協働推進課 |
| 庁内推進体制の充実      | 男女共同参画施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、次長職で構成する千歳市男女行政推進委員会を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、横断的な検討や調整を行います。 | 市民協働推進課 |
| ちとせ男女平等推進会議の開催 | 関係者や公募による市民で構成するちとせ男女平等推進会議を開催し、プランの推進に関し必要な事項について協議を行い、本会議からの意見を受け、施策の効果的な推進を図ります。          | 市民協働推進課 |

#### ② 市民・市民団体・関係機関との連携

| 具体的施策     | 取組内容  | 担当課     |
|-----------|---|---------|
| 関係機関等との連携 | ちとせ男女平等推進会議委員、ちとせ男女共同参画推進ねっと登録団体、ちとせ男女共同参画推進スタッフ等、市民や市民団体、関係機関と連携・協力し、地域全体で取組を推進していきます。 | 市民協働推進課 |

## 6 成果目標

男女共同参画社会の実現に向けた取組の進捗状況を把握するため、基本方針ごとの成果目標を設定します。

| 基本方針                        | 項目                                 | 現状<br>(H28)                      | 目標<br>(H38)         |
|-----------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 1<br>男女が共に<br>支えあう<br>意識づくり | 「男女共同参画社会」という用語の<br>周知度（アンケートの回答率） | 84.2%                            | 100%                |
|                             | 配偶者からの暴力の相談窓口の周<br>知度（アンケートの回答率）   | -                                | 75%                 |
| 2<br>男女が共に<br>支えあう<br>家庭づくり | 市における男性職員の配偶者出産<br>休暇の取得率          | 75.9%<br>(H27)                   | 95%                 |
|                             | 子宮がん検診・乳がん検診受診率                    | 子宮がん 33.0%<br>乳がん 33.6%<br>(H27) | 子宮がん 50%<br>乳がん 50% |
| 3<br>男女が共に<br>支えあう<br>職場づくり | 市の審議会等委員に占める女性の<br>割合              | 38.7%                            | 45%                 |
|                             | 市の行政職における管理職に占め<br>る女性の割合          | 8.5%                             | 10%                 |
| 4<br>男女が共に<br>支えあう<br>地域づくり | 男女共同参画環境づくりセミナー<br>の参加者数           | 70人                              | 100人                |
|                             | 防災訓練・市民防災講座の女性参加<br>率              | 16%                              | 20%                 |

## 参 考 资 料



## 1 プランの策定経過

| 年月日                                    | 事項           | 主な内容                    |
|--|--------------|-------------------------|
| 平成 28 年 8 月 9 日                        | 千歳市男女行政推進委員会 | プラン体系検討<br>プラン事業抽出・意見依頼 |
| 平成 28 年 8 月 25 日                       | ちとせ男女平等推進会議  | プラン体系検討                 |
| 平成 28 年 10 月 27 日                      | 千歳市男女行政推進委員会 | プラン素案検討 1               |
| 平成 28 年 10 月 28 日                      | ちとせ男女平等推進会議  | プラン素案検討                 |
| 平成 28 年 11 月 10 日                      | 千歳市男女行政推進委員会 | プラン素案検討 2               |
| 平成 28 年 12 月 2 日                       | 総務文教常任委員会    | プラン素案の報告                |
| 平成 28 年 12 月 12 日<br>～平成 29 年 1 月 11 日 | パブリックコメント    | プラン素案に対する意見公募           |
| 平成 29 年 1 月 30 日                       | 千歳市男女行政推進委員会 | プラン案について                |
| 平成 29 年 2 月 1 日                        | ちとせ男女平等推進会議  | プラン案について                |
| 平成 29 年 2 月 23 日                       | 総務文教常任委員会    | プラン案の報告                 |

## 2 千歳市男女行政推進委員会

### 千歳市男女行政推進委員会設置要綱

(平成 10 年 5 月 25 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 「ちとせ男女共同参画推進プラン」の進行管理及び評価を行い、男女共同参画に関わる行政施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、千歳市男女行政推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の調査及び研究に関すること。
- (2) 「ちとせ男女共同参画推進プラン」の推進及び見直しに関すること。
- (3) 男女共同参画に係る庁内の総合調整に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 企画部長
- (2) 次長に相当する職にある者（医療職を除く。）

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は企画部長をもって充て、副委員長は企画部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、協議事項に関係のある特定の委員による会議を開くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、男女共同参画推進担当課において行う。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 ～省略～

千歳市男女行政推進委員名簿

| 会議役職 | 所 属                             | 氏 名   |
|------|---------------------------------|-------|
| 委員長  | 企画部長                            | 千葉英二  |
| 副委員長 | 企画部次長                           | 鈴木隆夫  |
| 委員   | 総務部次長（総務・財務担当）                  | 小西隆幸  |
| 委員   | 総務部次長（組織・人事担当）<br>兼 選挙管理委員会事務局長 | 山田喜一  |
| 委員   | 市民環境部次長                         | 政岡孝明  |
| 委員   | 市民環境部環境センター長                    | 白戸昇一  |
| 委員   | 保健福祉部次長                         | 佐久間裕也 |
| 委員   | 保健福祉部子育て支援室長                    | 上野美晴  |
| 委員   | 保健福祉部休日夜間急病センター準備室長             | 奥谷則世  |
| 委員   | 産業振興部次長                         | 内山匠   |
| 委員   | 産業振興部産業支援室長                     | 磯崎徹   |
| 委員   | 観光スポーツ部次長                       | 品田雅俊  |
| 委員   | 建設部次長                           | 津坂富士雄 |
| 委員   | 会計管理者 兼 会計室長                    | 加藤久雄  |
| 委員   | 病院事務局次長                         | 貫田雅寿  |
| 委員   | 消防本部次長                          | 佐藤敏彦  |
| 委員   | 消防署長                            | 佐藤孝一  |
| 委員   | 水道局次長                           | 島一浩   |
| 委員   | 議会事務局次長                         | 佐々木智  |
| 委員   | 監査事務局長                          | 徳永隆   |
| 委員   | 農業委員会事務局長                       | 渡辺得二  |
| 委員   | 教育部次長                           | 澤田徹   |
| 委員   | 教育部学校指導室長                       | 加賀谷隆  |

### 3 ちとせ男女平等推進会議

#### ちとせ男女平等推進会議設置要綱

(平成 10 年 4 月 25 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 男女共同参画に関する諸問題について研究及び協議し、家庭・職場・地域が一体となった市民協働による男女共同参画社会の実現を図るため、ちとせ男女平等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、「ちとせ男女共同参画推進プラン」の推進に関し必要な事項について研究及び協議を行う。

2 推進会議は、前項の研究又は協議の結果について市長に報告することができる。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 教育の関係者
- (2) 福祉の関係者
- (3) 労働団体等の関係者
- (4) 経済界の関係者
- (5) 地域活動の関係者
- (6) 女性団体の関係者
- (7) 公募による市民

2 委員に対する報酬は、支給しない。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 会長は、推進会議を招集し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 推進会議は、その所掌事項において必要があると認めるときは、関係部局の職員その他関係者に意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出等必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、男女共同参画推進担当課において行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

ちとせ男女平等推進会議委員名簿

(任期 平成 27 年 8 月から平成 29 年 7 月まで)

| 分 野                    | 所 属               | 氏 名       | 備 考      |
|------------------------|-------------------|-----------|----------|
| 教育分野<br>(学校現場からの意見)    | 千歳市校長会<br>(桜木小学校) | 鈴木 俊 之    |          |
| 福祉分野<br>(社会福祉関係からの意見)  | 千歳市社会福祉協議会        | 野 澤 邦 彦   | 会長       |
| 労働分野<br>(働く側からの意見)     | 千歳商工会議所           | 竹 村 聖 子   |          |
| 経済分野<br>(雇用の側からの意見)    | 千歳工業クラブ           | 横 塚 貞 夫   | H28.3 まで |
|                        |                   | 寺 島 隆 久   | H28.8 から |
| 地域活動分野<br>(農業後継者からの意見) | 千歳市こけし会           | 假 屋 智 博   |          |
| 地域活動分野<br>(町内会からの意見)   | 千歳市町内会連合会         | 松 本 千 恵 子 |          |
| 女性活動分野<br>(女性団体からの意見)  | 千歳市女性団体協議会        | 木 村 紀 久 子 |          |
| 女性活動分野<br>(女性団体からの意見)  | 道外研修修了者の会         | 田 代 京 子   | 副会長      |
| 公募                     |                   | 高 橋 い づ み |          |
| 公募                     |                   | 時 耕 佐 知 子 |          |

## 4 男女共同参画に関する国内外の動き

### (1) 国際社会（世界）の動き

- 昭和 50 年（1975 年）を国際連合は、「国際婦人年」に、昭和 60 年（1985 年）を「国際婦人の十年」と定め、加盟国に対し「世界行動計画」を達成するよう呼びかけました。
- 昭和 60 年（1985 年）には「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議が開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
- 平成 5 年（1993 年）の国連世界人権会議において「女性の権利は人権である」ことが確認されるとともに、「女性に対する暴力」は重大な人権侵害であると位置づけられました。
- 平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議が北京で開催され、女性の地位の向上とエンパワメントをうたった「北京宣言」と、21 世紀に向けての指針となる「北京行動綱領」が採択されました。
- 平成 12 年（2000 年）にはニューヨーク国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、男女平等を実現するための更なる行動を明らかにした「政治宣言」と 2005 年までに各国政府が取るべき行動目標を定めた「成果文書」が採択されました。
- 平成 17 年（2005 年）には世界の閣僚級による「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」がニューヨークで開催され、1995 年に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）から 10 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議されました。
- 平成 22 年（2010 年）には「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する宣言と、7 項目の決議が採択されました。
- 平成 23 年（2011 年）には、国連のジェンダー関連 4 機関が統合し、新たに「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関 (UN Women※)」が発足しました。  
※国連総会決議により、DAW(国連女性地位向上部)、INSTRAW(国際婦人調査訓練研究所)、OSAGI(国連ジェンダー問題特別顧問事務所)、UNIFEM(国連女性開発基金)の 4 機関を統合して設立された国連機関の略称。
- 平成 27 年（2015 年）には「第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）」が開催され、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」が採択されました。

## (2) 国内の動き

- 昭和50年(1975年)の「世界行動計画」を受けて、同年に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定しました。
- 「国連婦人の十年」の間に男女平等に関する法制度面(民法、国籍法、男女雇用機会均等法など)での整備を進め、昭和60年(1985年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。
- 平成8年(1996年)には、新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定し、男女の社会システムの構築、女性の参画拡大、慣行の見直し、暴力の根絶などが課題として位置づけられました。
- 平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」を施行し、「男女共同参画社会」の基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明示しました。
- 平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」を策定し、社会制度・慣行の見直し・意識改革など11の施策の基本的方向を定めました。また、同年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」平成13年(2001年)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行されました。
- 平成15年(2003年)には男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定されました。
- 平成16年(2004年)には男女共同参画推進本部において「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定されました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針が策定されました。
- 平成17年(2005年)には「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大やチャレンジ支援などを定めました。
- 平成18年(2006年)には「男女雇用機会均等法及び労働基準法」が改正されました。
- 平成22年(2010年)には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、経済社会情勢の変化に対応した重点分野を新設するとともに、それぞれの重点分野に「成果目標」などを定めました。
- 平成27年(2015年)には、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。また、同年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等の変革や女性活躍推進法の着実な施行等男女共同参画施策の基本的方向や具体的な取組を定めました。

■北海道においては、平成13年(2001年)に男女平等参画社会の実現を目指して「北海道男女平等参画推進条例」を施行、平成14年(2002年)には、男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「北海道男女平等参画基本計画」を策定し、平成20年(2008年)には「第2次北海道男女平等参画基本計画」を策定しました。平成26年(2014年)には、オール北海道で女性の活躍を支援することを目的として、「北の輝く女性応援会議」を設置し、平成28年(2016年)には、「北海道女性活躍推進計画」を策定しました。

### (3) 千歳市の動き

- 昭和28年(1953年)には、婦人団体の連携強化と婦人の地位向上を図るとともに、豊かな郷土づくりを目的として千歳町婦人団体連絡協議会が結成されました。
- 平成2年(1990年)には、女性の地位向上と福祉の向上を図るとともに、女性が能力を發揮できる男女共同参画社会を目指し、千歳市女性会議が結成されました。
- 平成7年(1995年)には、市の女性担当窓口として女性・青少年課女性係を設置しました。
- 平成8年(1996年)には、学識経験者、市議会議員、女性団体の代表者、公募で選出された市民などによる「ちとせ女性プラン推進委員会」を設置し、プラン策定に当たっての提言をいただきました。
- 平成10年3月(1998年)に「ちとせ女性プラン」を策定し、男女共同参画社会を実現するための各種施策を推進してきました。  
また、同年7月には、市民の公募・各種団体等からの推薦者を構成メンバーとする「ちとせ男女平等推進会議」を、市内部の総合的推進組織として「千歳市女性行政推進委員会」を設置し、女性を取り巻く諸問題について研究協議するとともに、「ちとせ女性プラン」が目指す男女共同参画社会の実現に向け、女性行政を総合的に推進してきました。
- 平成13年(2001年)には、市の機構改革により女性と青少年部門が分離し、女性施策課を設置しました。
- 平成15年(2003年)には、男女共同参画社会の実現に向け、市の担当窓口として男女共同参画推進課を設置しました。
- 平成19年(2007年)に「ちとせ男女共同参画推進プラン」を策定し、基本理念である男女が対等なパートナーとして認めあい尊重し、支えあえる男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を市民と行政が一体となり推進してきました。
- 平成26年(2014年)には、市の担当窓口を市民協働推進課としました。

| 年              | 国 連   | 日 本  | 北 海 道   | 千 歳 市               |
|----------------|---|--|---|---------------------|
| 1953年<br>(昭28) |   |  |   | *千歳市婦人団体連絡協議会<br>結成 |
| 1969年<br>(昭44) |   |  | *総務部青少年対策事務局を<br>総務部青少年婦人対策事務<br>局に改組(婦人係を新設)   |                     |
| 1972年<br>(昭47) | *1975年を国際婦人年とす<br>ることを宣言  |  |   |                     |
| 1975年<br>(昭50) | *国際婦人年世界会議開催<br>(於メキシコシティ)<br>*「世界行動計画」採択<br>*国連婦人の十年決定<br>(1976~1985年) | *「婦人問題企画推進本部」<br>「婦人問題担当室」及び<br>「婦人問題企画推進会議」<br>設置   |   |                     |
| 1976年<br>(昭51) | *ILO 婦人労働問題担当室設<br>置  | *育児休業法施行(女子教<br>員・看護婦・保母を対象)<br>*民法の一部を改正する法律<br>施行(離婚復氏制度)                                      |   |                     |
| 1977年<br>(昭52) |   | *「国内行動計画」策定<br>*「国内行動計画前期重点目<br>標決定<br>*国立婦人教育館開館  |   |                     |
| 1978年<br>(昭53) |   | *国内行動計画第一回報告書<br>発表  | *「北海道婦人行動計画」策<br>定<br>*審議会等への女性委員の登<br>用率を10%に設定  |                     |
| 1979年<br>(昭54) | *国連婦人の十年エスカップ<br>地域政府間準備会議開催<br>(於ニューデリー)<br>*女子差別撤廃条約採択                |  |   |                     |
| 1980年<br>(昭55) | *国連婦人の十年中間年世界<br>会議開催(於コペンハーゲン)<br>*後半期行動プログラム採択<br>*女子差別撤廃条約署名         | *国内行動計画第2回報告書<br>発表<br>*女子差別撤廃条約への署名<br>決定   | *北海道婦人指導員を14支<br>庁に配置(平成5年、北海<br>道女性指導員に改称)   |                     |
| 1981年<br>(昭56) | *女子差別撤廃条約発効   | *民法及び家事審判法の一部<br>を改正する法律施行<br>(配偶者の法定相続分引き上<br>げ)<br>*国内行動計画後期重点目標<br>発表                         | *北海道婦人行動計画推進協<br>議会設立<br>(昭62年北海道女性の自立<br>プラン推進協議会に改称)  |                     |
| 1983年<br>(昭58) |   | *婦人少年問題審議会婦人労<br>働部会「男女雇用平等法審<br>議」中間報告  | *北海道婦人の十年中間年全<br>道大会開催(於札幌市)  |                     |
| 1984年<br>(昭59) | *ナイロビ世界会議のための<br>エスカップ地域政府間準備<br>会議開催(於東京)                              | *総理府「アジア太平洋地域<br>婦人シンポジウム」開催   | *「北海道の婦人」発行<br>*生活環境部道民運動推進本<br>部に青少年婦人局を設置<br>*「北海道婦人行動計画後期<br>推進方策」策定                         |                     |
| 1985年<br>(昭60) | *国連婦人の十年ナイロビ世<br>界会議開催(於ナイロビ)<br>*婦人の地位向上のためのナ<br>イロビ将来戦略採択             | *国籍法及び戸籍法の一部を<br>改正する法律施行<br>(国籍の父母両系主義等)<br>*男女雇用機会均等法成立<br>*女子差別撤廃条約批准                         | *ナイロビ世界会議 NGO フ<br>ォーラム参加<br>*北海道婦人問題研究懇話会<br>(昭44年設置)を北海道<br>女性会議に改組<br>*「女性サミット2/2の世界<br>へ」開催 |                     |
| 1986年<br>(昭61) |   | *婦人問題企画推進会議に替<br>え婦人問題企画推進有識者<br>会議を設置<br>*男女雇用機会均等法施行<br>*国民年金法等の一部を改正<br>する法律施行<br>(女性の年金権の確立) |   |                     |
| 1987年<br>(昭62) |   | *西暦2000年に向けての<br>新国内行動計画策定   | *北海道女性会議から「北海<br>道女性の自立プラン」答申   |                     |

| 年               | 国 連   | 日 本   | 北 海 道   | 千 歳 市                                      |
|-----------------|---|---|---|--|
| 1987年<br>(昭62)  |   |   | *「北海道女性の自立プラン」策定<br>*北海道婦人総合センター(仮称)建設構想策定<br>*「女性さみっと、セカンドステージ」開催  |  |
| 1988年<br>(昭63)  |   |   | *生活福祉部に青少年婦人室を設置<br>*審議会等への女性委員の登用目標率20%に改定                         |  |
| 1989年<br>(平元年)  | *国連は1994年を国際家族年とすることを採択   |   | *「1989 女性さみっと」開催  |  |
| 1990年<br>(平2年)  | *ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択                              | *西暦 2000 年に向けての新国内行動計画の見直し方針決定  |   | *千歳市女性会議結成                                 |
| 1991年<br>(平3年)  | *海外経済協力基金(OECD)「開発と女性」配慮のための指針策定                                  | *育児休業法成立<br>*西暦 2000 年に向けての新国内行動計画第1次改定   | 北海道立女性プラザ開設   |  |
| 1992年<br>(平4年)  |   | *育児休業法施行<br>*婦人問題担当大臣任命   | *「女性さみっと1992IN北海道」開催  |  |
| 1993年<br>(平5年)  | *国連世界人権会議において「女性の権利は人権である」ことが確認され、「女性に対する暴力」は重大な人権侵害であることが位置づけられた | *第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催<br>*中学校での家庭科の男女必修実施<br>*パートタイム労働法成立<br>*パートタイム労働法施行  | *「青少年婦人室」を「青少年女性室」に改称   |  |
| 1994年<br>(平6年)  | *「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催(於ジャカルタ)<br>*国際人口開発会議開催(於カイロ)         | *高等学校での家庭科の男女必修実施<br>*男女共同参画室設置<br>*男女共同参画審議会設置<br>*男女共同参画推進本部設置  | *「北海道の女性」発行   |  |
| 1995年<br>(平7年)  | *「第4回世界女性会議」北京で開催   | *「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)   | *「青少年女性室」を「女性室」に改組<br>*北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組<br>*北海道男女共同参画推進本部の設置 | *女性・青少年課女性係設置                              |
| 1996年<br>(平8年)  |   | *男女共同参画 2000 年プラン策定   | *北海道男女共同参画懇話会から「新しい行動計画策定に向けての提言」を受理                                | *ちとせ女性プラン推進委員会、千歳市女性行政推進会議設置               |
| 1997年<br>(平9年)  |   | *男女雇用機会均等法改正<br>*労働基準法的女子保護規定の一部改正<br>*育児・介護休業法改正   | *北海道男女共同参画プラン策定   |  |
| 1998年<br>(平10年) |   | *男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法～男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり～」答申   | *審議会等への女性委員の登用目標率を30%に改正  | *ちとせ女性プラン策定<br>*ちとせ男女平等推進会議、千歳市女性行政推進委員会設置 |
| 1999年<br>(平11年) |   | *「男女共同参画社会基本法」成立・施行<br>*「食料・農業・農村基本法」成立・施行(女性の参画の促進を想定)<br>*男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して答申」<br>*「男女雇用機会均等法」「労働基準法」及び「育児・介護休業法」の一部を改正する法律の施行 |   |  |

| 年               | 国 連  | 日 本   | 北 海 道  | 千 歳 市  |
|-----------------|--|---|--|--|
| 2000年<br>(平12年) | *国連特別総会「女性2000<br>年会議」開催(於ニューヨ<br>ーク)<br>*「政治宣言」及び「成果文<br>書」採択 | *「ストーカー行為等の規制<br>等に関する法律」「児童虐待<br>の防止等に関する法律」成<br>立・施行<br>*男女共同参画審議会から<br>「女性に対する暴力に関す<br>る基本的方策について」、<br>「男女共同参画基本計画策<br>定に当たっての基本的な考<br>え方」答申<br>*「男女共同参画週間につい<br>て」男女共同参画推進本部<br>決定                              | *北海道男女共同参画懇話会<br>から「男女平等参画に関す<br>る条例の制定に向けて」意<br>見書提出  |  |
| 2001年<br>(平13年) |  | *男女共同参画会議設置<br>*内閣府男女共同参画局設置<br>*男女共同参画週間開始<br>*「配偶者からの暴力の防止<br>及び被害者の保護に関する<br>法律」成立・施行  | *北海道男女平等参画推進条<br>例施行<br>*「女性室」を「男女平等参<br>画室」に改組<br>*「北海道男女共同参画推進<br>本部」を「北海道男女平等<br>参画推進本部」改称<br>*北海道男女平等参画審議会<br>設置 | *女性施策課設置   |
| 2002年<br>(平14年) |  | *アフガニスタンの女性支援<br>に関する懇談会開催  | *北海道男女平等参画基本計<br>画策定   |  |
| 2003年<br>(平15年) |  | *「次世代育成支援対策推進<br>法」成立・施行<br>*「性同一性障害者の性別の<br>取り扱いの特例に関する法<br>律」成立<br>(平成16.7.16施行)<br>*「少子化社会対策基本法」<br>成立・施行<br>*「女性のチャレンジ支援策<br>の推進について」男女共同<br>参画推進本部が決定  |  | *女性施策課を男女共同参画<br>推進課に改称                                |
| 2004年<br>(平16年) |  | *「配偶者からの暴力の防止<br>及び被害者の保護に関する<br>法律の一部を改正する法<br>律」成立・施行<br>*「住民基本台帳の一部の写<br>しの閲覧及び住民票の写し<br>等の交付に関する省令」等<br>の一部改正<br>(配偶者間暴力等防止のため、<br>住民票の写し等の交付<br>制限)<br>*男女共同参画推進本部にお<br>いて「女性国家公務員の採<br>用・登用の拡大等について」<br>決定された | *「北海道男女平等参画チャ<br>レンジ賞」創設   | *ちとせ市小学校男女共同参<br>画学習副教材発行<br>*同学習副教材に関わる作文<br>集発刊(第1集) |
| 2005年<br>(平17年) | *第49回国連婦人の地位委<br>員会<br>(国連「北京+10」世界閩<br>僚級会合)於ニューヨーク           | *「男女共同参画基本計画(第<br>2次)」策定  |  | *ちとせ女性プラン一部改定<br>*学習副教材に関わる作文集<br>発刊(第2集)              |
| 2006年<br>(平18年) |  | *「男女雇用機会均等法及び<br>労働基準法」改正   | *北海道配偶者暴力防止及び<br>被害者保護・支援に関する<br>基本計画策定<br>*「男女平等参画室」を「生<br>活局参事」に改組   | *学習副教材に関わる作文集<br>発刊(第3集)                               |

| 年               | 国 連  | 日 本  | 北 海 道  | 千 歳 市  |
|-----------------|--|--|--|--|
| 2007年<br>(平19年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>* 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> <li>* 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ</li> <li>* 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>* ちとせ男女共同参画推進プラン策定</li> <li>* 千歳市男女行政推進委員会設置</li> <li>* ちとせ女性団体データバンク会議設置</li> <li>* ちとせ男女共同参画推進スタッフ連絡会議設置</li> </ul> |
| 2008年<br>(平20年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第2次北海道男女平等参画基本計画策定（審議会等への女性委員の登用目標率40%）</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 男女共同参画社会づくり標語コンクール実施</li> </ul>   |
| 2009年<br>(平21年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 男女共同参画シンボルマーク決定</li> <li>* 「育児・介護休業法」改正</li> <li>* 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定</li> </ul>                            |  |
| 2010年<br>(平22年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>* APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合</li> <li>* 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合</li> <li>* 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改訂</li> <li>* 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「生活局参事」を「くらし安全局くらし安全推進課男女平等参画グループ」に改組</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>* ちとせ男女共同参画推進ねっと会議設置</li> <li>* 男女共同参画情報コーナー設置</li> </ul>   |
| 2011年<br>(平23年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足</li> </ul>        |  |  |  |
| 2012年<br>(平24年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」議決案採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「データでみる北海道の男女平等参画2012」発行</li> </ul>                                     |  |
| 2013年<br>(平25年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言</li> <li>* 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）</li> <li>* 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。</li> </ul>                                  |  |  |
| 2014年<br>(平26年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」議決案採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。</li> <li>* 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo2014）開催</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画策定</li> <li>* 「北の輝く女性応援会議」設置</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 小学校男女共同参画学習資料発行</li> <li>* 企画部市民協働推進課男女共同参画推進係に組織改正設置</li> </ul>  |

| 年               | 国 連   | 日 本   | 北 海 道   | 千 歳 市   |
|-----------------|---|---|---|---|
| 2015年<br>(平27年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>*第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)開催</li> <li>*第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択</li> <li>*UN Women 日本事務所開設</li> <li>*「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」(SDGs)採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>*「女性活躍加速のための重点方針2015」策定</li> <li>*「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!2015)開催</li> <li>*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布</li> <li>*「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>*「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>*女性の元気応援メッセージ発信</li> <li>*環境生活部くらし安全局道民生活課内に女性支援室を設置</li> <li>*女性の活躍応援自主宣言</li> <li>*「女性の活躍支援センター」オープン</li> <li>*ポータルサイト「北の女性 ☆元気・活躍・応援サイト」開設</li> <li>*Facebook 北の女性☆元気・活躍・交流「ひろばHIROBA」開設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>*父子健康手帳発行</li> </ul> |
| 2016年<br>(平28年) |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>*女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議</li> <li>*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行</li> <li>*「女性の活躍加速のための重点方針2016」策定</li> <li>*「女性の活躍推進のための開発戦略」策定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>*「北海道女性活躍推進計画」策定</li> </ul>  |   |

## 5 男女共同参画社会基本法

### 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

#### 目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範

圏内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じよう

とする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなけ

ればならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第

三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



### 第3次ちとせ男女共同参画推進プラン

平成 29 年 3 月

発行 千歳市

編集 千歳市企画部市民協働推進課男女共同参画推進係  
〒066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目 34 番地  
電話 0123-24-0551 ファックス 0123-22-8852  
ホームページ <http://www.city.chitose.lg.jp/>

